

法人町民税 法人税割の税率改正のお知らせ

日頃より法人町民税の申告納付につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 28 年度の税制改正に伴い、本町における法人町民税法人税割の税率が下記の通り改正となりますので、お知らせいたします。

1. 税率改正の適用時期

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 分の申告からの適用となります。

2. 税率改正の内容

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度より、法人町民税法人税割の税率が引き下げとなります。
法人町民税の法人税割額 = 国の法人税額 × 税率(※)

適用される事業年度	税率(※)
平成 26 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	9.7%
令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	6.0%

3. その他

(1) 法人税割の税率改正に伴い、予定申告に係る経過措置が講じられます。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する **最初の事業年度**に係る予定申告の法人税割額の計算方法は下記のとおりです。

$$\text{予定申告の法人税割額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{3.7}{\text{全事業年度の月数}}$$

(通常は「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」です。)

(2) 均等割の税率に変更はありません。

区分		町内の 従業員数	税額 (年額)
1号法人	資本金等の総額が1千万円以下の法人	50人以下	5万円
2号法人		50人超	12万円
3号法人	資本金等の総額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	13万円
4号法人		50人超	15万円
5号法人	資本金等の総額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	16万円
6号法人		50人超	40万円
7号法人	資本金等の総額が10億円を超える法人	50人以下	41万円
8号法人	資本金等の総額が10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円
9号法人	資本金等の額が50億を超える法人	50人超	300万円